



2023年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 坂 井 徹
(コード番号：2749 プライム市場)
問合せ先 広報 IR 部 部長 都 志 謙 治
(TEL 052-933-5419)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年1月23日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年3月27日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 240,950株(注)
(3) 処分価額	1株につき金356円
(4) 処分総額	金85,778,200円(注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。
(6) 処分予定先	ジェイ・ピー従業員持株会(以下、「持株会」といいます。)
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 処分株式数および処分総額は、持株会の会員資格のあるすべての従業員が持株会に加入し、本スキームに同意した場合の最大値を想定しております。持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループ従業員(持株会の会員資格のある従業員とし、以下、「従業員」といいます。)に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数および処分総額は、入会プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数および処分総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的および理由

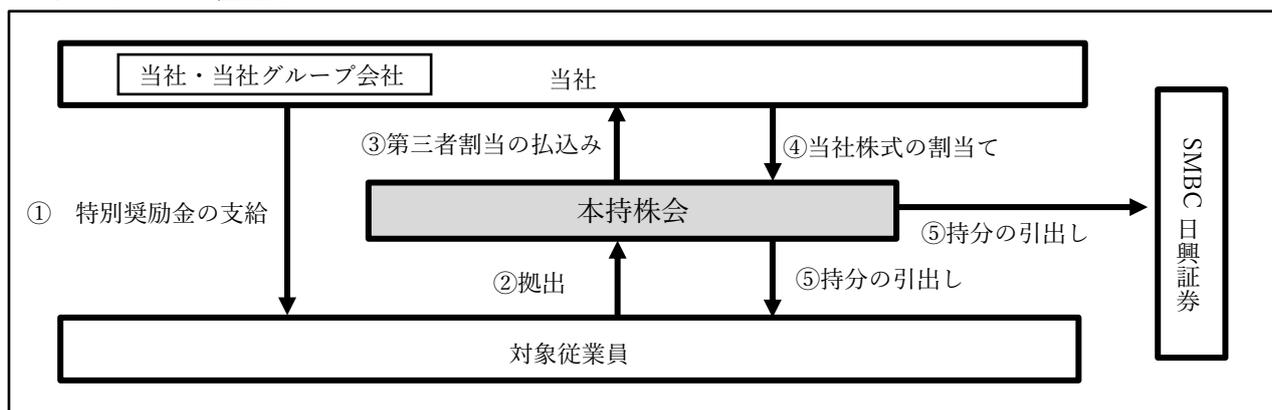
当社は、2023年1月23日、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を企図したインセンティブプラン(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、2023年1月23日付け「特別奨励金スキーム(自己株式処分型)の導入について」をご覧ください。

本スキームは、従業員のうち、本スキームに同意する者(以下、「対象従業員」といいます。)に対し、当社が発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることに加えて、当社設立30周年を迎えるに際して、従業員の経営参画意識の高

揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図して、特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に当社株式を割り当てるもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 240,950 株を持株会に処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2022 年 12 月 31 日現在の発行済株式数 87,849,400 株に対する割合は 0.3%、2023 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 850,714 個に対する割合は 0.3%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社および当社子会社は対象従業員に特別奨励金を支給します。
- ② 対象従業員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
- ③ 持株会は対象従業員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込をします。
- ④ 当社は持株会に対して当社株式を割り当てます。
- ⑤ 割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している SMBC 日興証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。

※対象従業員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2023 年 1 月 20 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である 356 円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的と考えております。

なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）は次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 ヶ月（2022 年 12 月 21 日～2023 年 1 月 20 日）	310 円	14.5%
3 ヶ月（2022 年 10 月 21 日～2023 年 1 月 20 日）	293 円	21.4%
6 ヶ月（2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日）	282 円	26.1%

当社の監査等委員会（5 名、うち社外取締役である監査等委員 4 名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上